

学校いじめ防止基本方針

藤井寺市立藤井寺小学校

令和3年4月1日 改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは、どの学級・どの学校でも起こり得るものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいないという基本認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送れるようにいじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

藤井寺市立藤井寺小学校では、学校や家庭、地域が連携し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（たとえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする）

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられている児童の立場に立つことが必要である。その際、このいじめの定義にかかわらずその訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたることが大切である。

なお、いじめを認知した場合は、**教職員が一人で抱え込まず**、速やかに「いじめ防止対策委員会」に対し、当該いじめに係る情報を報告しなければいけない。さらに「いじめ防止対策委員会」による緊急会議を開催し、今後の方針を立て、**組織的に取り組む**ことが必要である。

3. いじめ防止のための組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、毎月定期的に委員会を開催する。

(2) 構成員

校長、教頭、首席、子ども支援コーディネーター、人権担当、学年主任、学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成する。

※協議や対応する内容に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

(3) 役割

①学校基本方針に基づく取り組みの実施及び具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。

（PDCA サイクルによる取り組み）

②学校生活アンケートを実施し、結果の整理・分析を行い実態把握に努める。

- ③いじめの疑いに係る情報があった時には緊急の会議を開いて、いじめの情報を共有し、共有された情報を基に組織的な対応を行う。
- ④いじめに関係のある児童や保護者への指導、支援、助言及び対応方針を決定する。
- ⑤校内研修会の企画・立案を行う。
- ⑥保護者や地域への啓発活動を行う。

(4) 年間計画・・・別紙(1) 参照

いじめの防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止を計画的に行うために、包括的な取り組みの方針、いじめの未然防止や早期発見の取り組み、いじめの対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修等、年間の指導計画を別に定める。

(5) 取り組みの状況の把握と検証

いじめ防止対策委員会は、**毎月定期的に開催**し、学校で定めたいじめ防止等の取り組みが学校の実情に照らして適切に機能しているかの点検、及び、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、アンケートの実施内容等、**取り組みの見直し**を適宜行う。

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方

いじめ問題において、**未然防止に取り組むことが最も重要な課題**である。そのために、「**いじめはどの学級にも、どの学校にも起こりうる**」という認識をすべての教職員が持ち、すべての学級で好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「**いじめを生まない土壌づくり**」を推進する必要がある。

また、日々の未然防止の取り組みを積極的に進めるには、まだ**表面に現れていない児童の課題を見つける試み**と、そこで**明らかになった課題を解決していくための取り組み**が重要になってくる。そのために、**年間を見通した予防的な取り組みを計画し、実施**していく必要がある。

2. いじめの未然防止のための措置

(1) 教師に求められること

- ①「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくるために、児童朝会や朝の会、終わりの会を始め、教育活動全体を通じていじめ防止の指導を行う。
- ②教職員がいじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高める。
- ③授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたわかる授業づくりや授業改善を図る。
- ④児童一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ⑤児童がいじめ問題について学び、児童自らがいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。(標語、ポスター作り、いじめ撲滅宣言等)
- ⑥児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑦教職員が問題を一人で抱え込まないで、組織で取り組む意識を持つ。また組織では担任や学年の思いを受けて、子ども支援 Co が中心となり、アセスメントやプランニングをたて、迅速に対応する。
- ⑧教職員の言動で児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを誘発・助長したりすることがないように細心の

注意を払う。

- ⑨フリー参観の実施や学校便り、ホームページ等で情報発信する。
- ⑩携帯電話を所持する児童が低年齢化していることから、ネットいじめやインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、低学年から**発達段階に応じて情報モラルに関する指導を実施**する。
- ⑪校内に、いつでも、気軽にどの児童でも日頃の困っていることや悩みを相談できる場を確保する。また、深刻ないじめにより被害を受けた児童が率直に悩みを打ち明けることができ、心のよりどころとなるいわば避難場所ともいえる教育相談の場（のびのびルーム）を用意し、入りやすいような環境を整える。
- ⑫発達障がいを含む、障がいのある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ⑬海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることのないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体では注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ⑭性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向、性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ⑮東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ⑯新型コロナウイルス感染症に関連し、陽性者、濃厚接触者、その関係家族などに対する偏見や差別、いじめに関わるような行為が生じないように、適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。

(2) 児童に育んでいく力

- ①人権教育において、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、**互いの人格を尊重**する態度を養う。
- ②道徳の授業において、思いやりの心や児童一人ひとりが**かけがえのない存在**であるといった**命を大切に**する心を育む。
- ③集団活動において、協力・強調することの大切さを学習し、人とよりよく関わる力（人間関係を築く力）を身に付ける。
- ④年間を通じた異学年交流活動やクラブ・委員会活動等で、自分の役割を持ち活動することを通して、上級生が下級生の世話をする機会を多く作り、**自己有用感や自己肯定感を育む**。
- ⑤授業中の正しい姿勢や、発表の仕方や聞き方の徹底を図り規範意識を醸成する。
- ⑥読書活動や体験活動を推進することで他人の気持ちを**共感的に理解**できる**豊かな情操や社会性**を育む。
（朝読書、地域交流体験学習等）
- ⑦自分や他人の意見に相違があっても、お互いを認め合いながら**建設的に**調整し、解決していける力を育む。
- ⑧自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるのかを見通して行動できる力を育む。
- ⑨自分の気持ちを相手に伝えたり、相手の気持ちを受けとめたりすることができる感性和コミュニケーション能力を育む。
- ⑩主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるようなストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑪キャリア教育の推進により、児童一人ひとりが将来の夢を持ち、それに挑戦する意欲を育てる。

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。しかし、いじめは気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。

そのため、教職員には、**児童の小さな変化**であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。

教職員のいじめに気づく力を高めるためには、自らの**人権感覚を磨き、児童の立場に立つこと**、児童一人ひとりを**共感的に理解**しようとするカウンセリングマインドを習得することが求められている。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 早期発見するための工夫

①児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することが大切である。

②気づいた**情報は**、「いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのようにしたのか」を**簡単にメモ**し、教職員がいつでも共有できるようにする。

(2) 児童の変化に気づくために

①いじめのサインはないか、交友関係はどうか、意欲的な学校生活を送っているか等、日常的な観察を行う。

②教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。

③児童の日々の欠席・遅刻・早退等の状況等を把握し、その情報を教職員で共有する。

④個人ノートや班ノート等、教職員と児童の間で交わされる日記等も活用し、交友関係や悩みを把握する。また、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

⑤保健室の様子を聞くなど、養護教諭と情報を共有する。

⑥定期的な学校生活アンケートや教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童や保護者が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。なお、教育相談は相談の窓口を明確にし、年2~3回程度、「教育相談週間」を設けて実施する。

⑦保護者に児童の発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。

⑧積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から児童の登校・下校時の様子を寄せてもらえる体制についても確立していく。

⑨児童がいじめを教職員や家族、友だちに直接話すのをためらうような場合、「24時間子どもSOSダイヤル」等を周知し活用させる。

⑩スクリーニングシートを活用し、児童の変化や困り感を教職員やSSWと共有する。

第4章 いじめへの対応

1. 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、問題を軽視することなく、**早期に適切な対応**をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行うことが必要である。その際、**特定の教職員で抱かえ込まず、学校全体で組織的に対応**することが重要である。また、全教職員の理解の下、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携し、対応に当たる。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合は、**すぐにその行為を止める**。
- ②児童や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、**真摯に傾聴**する。
- ③ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた**児童の安全を確保**する。
- ④いじめの発見や通報を受けた場合は、教職員一人で抱え込まず、直ちに「いじめ防止対策委員会」に連絡する。「いじめ防止対策委員会」は速やかにいじめの**事実の有無を確認**し、いじめであると判断したら、被害児童の支援、加害児童の指導など、**問題の解消まで責任を持って取り組む**。
- ⑤暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を発見したときは、速やかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。（「藤カード」の活用等）
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、羽曳野警察と相談して対処する。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係諸機関と連携し、対応に当たる。
- ⑦児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに羽曳野警察に通報し、適切に援助を求める。
- ⑧被害児童から個別に事実関係の聴取を行い、その際には、被害児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ⑨家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、被害児童の安全を確保する。
- ⑩被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員等）と連携し、被害児童に寄り添い支える体制を作る。被害児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

3. いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り

通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4. いじめられた児童またはその保護者への支援

(1) いじめられた児童への支援

- ①いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友だちや家族、教員、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ②いじめられた児童に対しては、心のケアに努めるとともに、**安心して学校生活を送れるように徹底して守り通すことを約束する。**
- ③いじめられた児童が安心して授業を受ける必要があると認められるときは、一定期間、別室（のびのびルーム等）で学習を行う。
- ④いじめられた児童が自己肯定感を回復できるように、友だちとの関係づくりや活躍できる場をつくる等の支援を行う。

(2) いじめられた児童の保護者への支援

- ①事実が明らかになった時点で、**速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。**
- ②学校として徹底して児童を守り支援していくことを伝え、**対応の方針を具体的に示す。**
- ③対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から児童の様子等について情報提供を受ける。

5. いじめた児童またはその保護者への助言

(1) いじめた児童への指導

- ①いじめた児童に対しては、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」ということを理解させる。
- ②いじめた児童が抱かえる問題など、**いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないように継続的に指導する。**
- ③いじめた児童の保護者に十分説明し、協力が得られるように努めるとともに、警察や福祉機関との連携による指導も必要に応じて行う。

(2) いじめた児童の保護者への助言

- ①事実関係を聴取した後、児童を送り届けながら**家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、いじめを認識してもらおう。**
- ②指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、**指導に対する理解**を求める。
- ③学校は**事実について指導し、児童をより良く成長させたいと考えていることを伝え、協力を求める。**

6. いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめは、学級や学年集団全体の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ②いじめをはやしたてるなど**同調していた児童**に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

- ③いじめを傍観していた児童に対しては、いじめの事実を告げることは、告げ口ではなく、つらい立場にある人を救うことであり、人権を守る立派な行為であることを伝える。
- ④いじめの誘引となった**集団の行動規範や言葉づかい**等について振り返り、これからどのように行動したらいいのかを考えさせる。
- ⑤いじめを許さない**集団づくり**に向け、話し合いを深める。(授業参観で行う等)

7. ネットいじめへの対応

(1) 「ネット上のいじめ」の発見／児童・保護者等からの相談

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要がある。

(2) 書き込み内容の確認

誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。

(3) 被害児童への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要であると考え。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童の立場に寄り添った支援が大切である。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教職員で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行くことが重要であると考え。

(4) 加害児童への対応

加害児童が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要である。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行う。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害児童自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められる。

(5) 全校児童への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、児童への指導のポイントを参考に、全校児童への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要である。

(6) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要である。

加害児童が明らか場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを

説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うことが必要である。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となる。

(7) 「ネット上のいじめ」等に対する対応の充実、未然防止の取組み

①情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

「ネット上のいじめ」を予防する観点から、また、「ネット上のいじめ」以外にも、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えられる。そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく必要がある。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達の段階に応じて情報モラルを取り扱っていく必要がある。

情報モラル教育については、学校全体で取り組むことが必要であり、指導に当たっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要である。その際には、外部の専門家を講師として招き、教員の研修を行うことなども考えられる。

「ネット上のいじめ」は、新たな手口が発生することも考えられるので、常に最新の動向の把握に努めることが重要である。

②保護者への啓発と家庭・地域との連携

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組みだけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組みを行っていかなくてはならない。そのためには、子どもたちの携帯電話の利用に関する危険性と利用の実態について保護者が理解し、子どもと話し合い、家庭におけるルールづくりを行っていく必要がある。また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、フィルタリングの設定を行うことも重要となる。

学校においても、**入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会**を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組みの重要性について呼びかけていく必要がある。

学校での携帯電話の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能になる。

また、保護者への啓発に関する取組みを行う場合には、非行防止教室、インターネット安全教室（民間等々と協力して実施）なども活用していく。

(8) 重大事態への対処

①学校による調査

1 学校又は教育委員会は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校は、前項の規定による調査を行ったときは当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

②重大事態の意味について

「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、「児童が自殺を企画した場合」「身体に重大な被害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」等々である。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

③重大事態の判断

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分に把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等にあたる。

④重大事態の報告

重大事態（疑いを含む）に該当すると判断したときは、直ちに教育委員会を通じて市長に報告する。